

○議長（茅沼隆文）

続いて、一般質問を行います。

９番、井上三史議員、どうぞ。

○９番（井上三史）

９番議員、井上三史。

通告に従って、開成町農業用水路の維持管理計画について、お伺いいたします。

九十間裏から足柄大橋までのエリアにある水田の排水用水路は、土手に沿って南下し、酒匂川に流れている。しかしながら、足柄大橋の下周辺及び霞堤入り口周辺が上流より若干高めになるため、水路内の水が停滞しがちである。また、水路及び霞堤入り口の草刈りが十分ではなく、さらに長年、しゅんせつが行われないできているため、水路内の水の停滞や逆流が起きることがたびたびであった。農家にとって、田植えの時期を含め、水田に水が十分に必要ときに悩まされることになる。

この場所は酒匂川流域に属し、神奈川県管理下にあるため、町が単独でできないところであるため解決を難しくしていることが考えられる。しかしながら、農業従事者にとっては、毎年の農繁期に悩まされてきた。この現状を踏まえ、次の質問をいたします。

一つ、担当部署はこの現状をどの程度把握されているか、二つ、農業従事者の立場に立った解決策は、三つ目、開成町福祉会館東側から南下する水路も水田の排水路としての農業用水路であるが、ここのしゅんせつも長年、行われていないところであるが、町の考えは、四つ目、本件以外にも同様な水路が町内にあるが、町の維持管理計画は。以上、登壇での質問とさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、井上議員の御質問にお答えをいたします。

町内の水路は、酒匂川などの二級河川を除き、河川法、下水道法などの適用のない水路であり、法定外公共物として、もともとは国有財産であったものを、大正時代の無代下付及び平成１２年の地方分権一括法において、国から譲与を受けて町が財産管理をしております。また、本町の水路は農業用水路としての機能が大きく、農地に接している水路に関する草刈りや土砂上げは、従前からの慣行により可能な限り地元をお願いしているところであります。

開成町においては、水路の氾濫防止の観点から、地域の実情を熟知している町民との協働による水路の維持管理を図るよう努めているところでありますが、都市化の進展や農業従事者の高齢化などで農業用水路における草刈りや土砂上げが課題となっております。このような状況から、町が財産管理をしている水路において、地元での草刈り等が困難な場所については、その状況を把握した上で適切に対応しているところであります。

議員御指摘の九十間裏から足柄大橋までのエリアにある水田の農業用水路については、御承知のとおり二級河川酒匂川の区域で神奈川県管理下であります。よって、開成町がこの農業用水路の維持管理に係る作業等を実施することは困難であると認識をしております。

それでは、順次、御質問にお答えをいたします。

1点目の担当部署は、この現状をどの程度把握されているかについて、お答えをいたします。

御指摘の九十間裏の農業用水路については、農業従事者や地元から現在、特に苦情や改修の御要望は受けておりません。また、神奈川県や農業関係団体からも、特に苦情などが寄せられているようなことは聞いておりません。よって、この周辺の水田耕作において特段支障があるとは認識しておりませんが、今後も現場を確認するとともに、農業従事者からも状況をお聞きして現状の把握に努めてまいります。

続いて、2点目の農業従事者の立場に立った解決策はについて、お答えをいたします。

水田耕作において、農業用水路は水を循環させる大きな役割があります。この循環が良くない場合は、農作業において様々な問題が発生しますので、解決策を検討するにあたっては、農業従事者から御意見を伺うことがとても重要であると認識をしております。農業従事者からの御意見をもとに、現場周辺の地形や土地利用の状況を踏まえ、より最適な解決策を考えていくことが基本であります。ただ、この九十間裏の農業用水路など県の管理下の水路については、県や農業従事者が所属する酒匂川右岸土地改良区に対応を図るよう連絡をしていきたいと考えております。

続いて、3点目の開成町福祉会館東側から南下する水路も水田の排水路としての農業用水路であるが、ここのしゅんせつも長年、行われていないところであるが、町の考えはについて、お答えをいたします。

開成町福祉会館東側から南下する農業用水路については、議員御指摘のとおり、長年しゅんせつは実施していないところであります。この農業用水路の当該区間は、現在、水田から排水するための機能のみであり、土砂の堆積の原因となる堰がなく、また上流からの水量が少ないため、川底の土砂の堆積が少なかったものと考えております。また、農業従事者や地元から、この農業用水路に係るしゅんせつの御要望は受けておりません。このような状況から、しゅんせつする必要性は低いところであります。今後も、現地を確認するとともに農業従事者からも情報を収集し、状況を把握してまいります。

最後の4点目の本件以外にも同様な水路が町内にあるが、町の維持管理計画について、お答えをいたします。

水路の維持管理に係る計画は、策定はしておりません。現在、水路の維持管理については、自治会要望及び個別に寄せられる苦情や相談を受けたところについて、その状況を把握の上、必要な補修などを行い、適切な維持管理に努めております。自治会

要望においては、水路に関するものは徐々に増えていると感じております。この中には、一定区間の水路改修の要望も受けております。規模によっては、総合計画の水路整備計画に位置付けを検討しているところでもあります。このような状況を踏まえ、地元からの御要望などに対しては、きめ細かな対応が必要で、今後も一層、努めてまいりたいと考えております

現時点で水路の維持管理に係る計画の策定は考えておりませんが、安全・安心な水路の維持管理については地元との連携が必要不可欠であります。自治会や関係団体と連携をし、引き続き協働による取り組みを進めてまいります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

それでは、再質問させていただきます。

論点の根拠を整理しておきたいと思います。今の答弁によりますと、該当箇所の九十間裏から酒匂川に流れる農業用水路は、二級河川酒匂川の区域で神奈川県管理下である、よって開成町がこの農業用水路の維持管理にかかわる作業等を実施することは困難であるという認識でした。

が、しかし、神奈川県土木許認可指導課の担当は、県の管理下ではない、作業をするときは河川法に基づき事前に申請してほしい、申請があれば相談に乗るということでした。また、さらに、神奈川県農地課の担当は、地方分権一括法に基づき町からの申請が出ていれば町に譲与されている、したがって、農業用水路として町の管理下であるという説明でした。私が県土木と県農地課の担当からの説明を受けたときの受け止め方に理解不足があったのかもしれませんが、町の説明を改めて求めてよろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えいたします。

まず、1点目の国有財産の譲与を受けているかどうかという点でございます。こちらにつきましては、地方分権一括法に基づく譲与につきましては、国や県が管理する河川や道路などの行政財産につきましては譲与の対象外という規定がございます。今回、御指摘の九十間裏から足柄大橋までのエリアの水田の農業用水路につきましては、二級河川酒匂側の区域ということで神奈川県管理下であって、河川法に基づく行政財産でございます。したがって、町が譲与を受けることはできないということでありまして、町がこの水路の管理者ではないということで御理解をいただきたいと思います。

続きまして、県の農地課のお話でございます。こちらにつきましては、先程も申し

たとおり、町は譲与を受けていないというところがございますが、ただ、上流部の水路につきましては譲与を受けているというところがございます。河川区域等につきましては、現場に石ぐい等があって明確に示されているところであります。その石ぐいにつきましては、堤防の、のり地の部分に沿って水路がございますけれども、その水路を含んだ中での区域を示す石ぐいが設置されているという状況で、明確に河川区域の中だということでございます。

先程の県農地課の話に戻りますけれども、上流部が譲与を受けて、この部分については町では譲与を受けられないという状況の中では、県の農地課の見解として、やはり一連のもの、一体的なものの中で、そういったことの御趣旨かなと思うところがございます。

その次の県土木のお話でございます。まず、県土木ということでは、河川管理者という立場がございます。この中でいいますと、河川管理者としての管理する施設ということでは河川施設、いわゆる堤防であったり護岸というところがございます。この中で、河川区域内で行政財産上、含まれているところの中で水路があるというところがございますけれども、この水路については管理としては扱っていないという意味だと思います。

こちらの水路につきましては、大変古くからの水路、慣行水利というところだと思いますけれども、従前から農業用水路という形の中で隣接する方々が管理なされていたところという中で、県が管理しているのは、あくまでも河川区域内の堤防施設等の河川施設について管理を行っているというところだと思います。

そして、最後に県土木の許可の話でございます。こちらは、河川管理者という立場の中で河川法に基づく手続というところになります。河川法につきましては、河川区域内における土砂の掘削、盛り土等につきましては、手続が必要であるというところがございます。この中で、町が公共・公益的な理由において申請することについては差し支えないだろうという判断の中で、そういった御回答があったと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

なるほど。

さて、平成12年4月1日から施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法第113条により国有財産特別措置法第5条第1項が改正され、法定外公共物にかかわる国有財産を市町村に譲与するための根拠規定が設けられております。今の説明によりますと、九十間裏から足柄大橋までのエリアにある水田の排水用水路は、河川法が適用または準用される河川、一級河川、二級河川及び準用河川にかかわる国有財産で譲与対象から除かれている、だから町の管理下ではないということの判断でよろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えいたします。

議員御指摘のとおりでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

しかしながら、県の説明を受けて、私の受け取り方に間違いがないとしたら、当該水路が二級河川酒匂川にかかわる国有財産というよりは、耕作されている水田に隣接附随する水路であると解釈すれば、地方分権一括法により町に譲与されている水路と解釈できるのではないかと。法律の解釈によっては真逆の判断になりますので、慎重に確認する必要があるという課題を提起して指摘しておきます。

もう1点、町の課題を確認しておきたいと思います。町長答弁の中に、地域の実情を熟知している町民との協働による水路の維持管理を図るよう努めているところだが、都市化の進展や農業従事者の高齢化などで農業用水路における草刈りや土砂上げが課題となっているとありました。私も、この点は大変同感ですので、町の課題として共通理解しておきたいと思います。

それでは、一つ目の担当部署は現状をどの程度把握されているのかについて、再質問いたします。

九十間裏の農業用水路について、農業従事者や地元から、現在、特に苦情や改修の要望は受けていない、また神奈川県や農業関係団体からも特に苦情などが寄せられているようなことは聞いていない、よって、この周辺の水田耕作において特段支障があるとは認識していないという町長答弁がありました。

しかし、現場は草が生い茂っております。この時期の草の成長は半端ではありません。高齢を迎えている農業従事者にとって、土砂上げもままならないところです。本来の農作業に加え、土砂上げまでは手が回らないと言ったほうが良いのかもしれませんが。農業従事者は、自然が相手ですから忍耐強いところがあります。また、不平不満を声に出して言わない謙虚さもあるようです。だからこそ、行政は農業従事者、町民の声なき声を把握する努力が必要になります。担当部署は現状把握について具体の手だてをどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えいたします。

議員の御質問につきましては、現状の把握という点だと思います。こちらにつきま

しては、具体的なところで申しあげますと、やはり苦情なり、いろいろな部分で情報を寄せられる場所につきましては、その部分の隣接する土地の所有者の方というのがまずあるかなと思います。また、その土地の所有者とは別に、例えば使用者がいらっしゃる場合とか、また、それに関係している上流、下流などの影響する方がいらっしゃれば、そういった方々にもお話を聞くようなところになるかなと思います。

そして、具体的に把握する方法というところで申しあげますと、基本的には面談というのが基本だと考えてございます。また、可能ならば、その場の状況を細かく把握するということでは、現場において状況も含めてお聞きすることが望ましいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

町民の声を聞きに行く姿勢こそ、私は解決への第一歩だと考えております。今の課長答弁を大変、支持したいと思います。町民の声なき声をぜひ受け止めていただけたらなと、そのように考えます。

そこで、二つ目の農業従事者の立場に立った解決策はについて、再質問いたします。水路の管理はどこでやるのかは法の解釈の仕方があるので、ここでは農業従事者、町民の立場に立って、お互いに知恵を出し合って解決を目指す方向を探りたいと思います。県や農業従事者が所属する酒匂川右岸土地改良区に対応を図るよう連絡をするという、先程、答弁がありましたけれども、具体的にどんな対応を図るのか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えいたします。

町長答弁にございました九十間裏の水路の問題でございます。こちらにつきましては、県や酒匂川右岸土地改良区に御連絡申しあげるところでございました。その具体的なことというところにつきましては、まず1点目、県ということでございます。こちらについては、河川区域内における問題というのがございますので、河川管理者として何か可能なことがないかですとか、いろいろなことについて、まずは御連絡すべきかなと考えているところでございます。

続いて、酒匂川右岸土地改良区というところにつきましては、所属されている団体ということもございますし、地元の一部の方、水路に関しては数人の方の権利者がいらっしゃると思います。そういった方々で、こういった問題があるということでは情報共有ということでは御連絡申しあげた中で、団体として何か対応ができないかということをお願いをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

実は、酒匂川右岸土地改良区も、平成27年12月15日に南足柄市、開成町、松田町と用水に関する協定書を締結しております。これに基づいて、酒匂川右岸土地改良区といたしましては、公図上に水路が載っている、載っていないの部分は大変敏感に考えております。これは、私も二宮町の法務局に行きましていろいろ公図を調べてみますと、水路として載っているわけです。この辺のところは、今後、ぜひぜひ土地改良区と対応していただきまして、お互いの持ち味、知恵を出し合って、良き解決策を見出していただけたらなと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

では、三つ目の開成町福祉会館東側から南下する農業用水路について、再質問いたします。

この水路の公図のもととなる絵図を横浜地方法務局で調べてみますと、川幅3間、約5.4メートル、その両側にそれぞれ9尺、約2.7メートル幅の道が描かれております。全体として幅、約11メートルになることが分かります。絵図では深さまでは分かりませんが、昔の水路というよりは、水田の水はけを良くするために掘った堀の役割があったのではないかと推察されます。現在でも、その名残を感じさせる幅で、歴史を感じます。深かった堀も、長い年月の中で堆積物により浅くなっております。

ここで問題なのは、浅くなった堀に草が繁茂することです。隣接する水田の耕作者が草刈りを担ってきましたが、高齢化が進み、中には御逝去された方もいて、草刈りの担い手がいなくなるということです。きれいな町、開成の景観を維持するためにも、今後、継続的な草刈りが必要と認識しますけれども、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えいたします。

まず、議員御指摘の福祉会館東側から南下する水路につきましては、御発言のとおり、開成町の中では大変幅広い水路、昔の尺で言いますと5間というところで、割と大きな水路でございます。こちらについては、従前、開成町でも湧水があったという中で、そういったような設定されたものだろうと推測してございます。こういった中でいうと、ほかの箇所比べて農業従事者の方が水路なり土砂上げとか、いろいろな部分に関しての作業というのは、ほかの部分に比べますと御負担が大きいのかなとは思います。

ただ、現状、水路をまず見ている状況から申しあげますと、草の繁茂している状況等についても確認をしてございますけれども、水路の機能上につきましてでございます、草刈りをする必要性については今、現状、低いのかなと判断してございます。

ただ、開成町におきましては可能な限り地元の方をお願いしているという中でも、地元でも困難であるというところについては、水路機能のほかに周りへの影響、周辺の方からの御意見等も踏まえた中で、適切に、そういった、町が管理する水路でございますので、対応していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

分かりました。

それでは、最後の水路の維持管理計画について再質問いたします。

町内に張りめぐらされている水路は、当初、農業用水路としての役割を持っていました。人口が増え、都市化とともに農業用水路は生活用水路の役割が加わり、今では大雨や集中豪雨、台風などの雨水をも受け入れる役割も持つようになり、まさに多面的な機能を持つ水路になっております。

第五次開成町総合計画前期基本計画には、安全・安心な河川、水路の整備としての基本方針として2点、上げております。1点目は、水害に強いまちづくりを進めるため、計画的な河川や水路の整備によって浸水被害の軽減・解消を図る、2点目は、町民が水に親しみ、水辺の生物と触れ合うことができるよう環境に配慮した水路の整備に努める、こう上げています。

私は、第一次産業としての農業を支える観点から、三つ目の基本方針が必要だと考えております。それは、水路は本来、農業用水路としての機能があることも落としてはいけないという考え方からです。また、前期基本計画の事業の中に、二級河川整備促進事業の項目はありますが、計画予算はついておりません。さて、長年、開成町を支えてきた農業従事者は、高齢を迎え、世代交代時期を迎えております。稲作は自分の代で終わりにしようと思わずに、期待を持って次の世代に譲ろうと思えるような後期基本計画をつくる必要があると私は考えます。

町長答弁では、現在、水路の維持管理にかかわる計画の策定は考えていないということですが、今年、後期基本計画を策定するにあたって見直すことを提案しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

おっしゃられるとおり、開成町の水路については、基本的に歴史的に見ると農業用水路から発生してきたと。維持管理計画につきましては、開成町の地形で、御存知のとおり、北部については基本的に町営の圃場整備ですとか、あるいは県営圃場整備によって水路が整備されております。また、農業振興地域になってございますので、県

等の補助メニュー事業としても水路の維持管理についてのメニュー等がございます。農道も含めて、そういった事業を行っているのは御案内のとおりかと思えます。

今、言われている部分が非常に問題になってくるのは市街化区域だと思うのです、中部。それから、また南部に行っては一部、白地の調整区域があるわけですが、市街化区域の中については、これは、まさに三つ目の方針がという議員の言われた部分については、ここは、理屈の世界でいけば市街化区域ですので、なかなか農業用に特化した方針というのは難しいのかなと思えます。

また、第一に、やはり最近のゲリラ豪雨ですとか、そういった町民の財産を脅かすような部分について、基本的に何とかしていかなくてはいけないということで、これも数年前にプロジェクトを立ち上げまして、あふれる洪水対策、洪水というか溢水ですね、水路からの、その対応として、既にその整備はここで終わったわけでございます。したがって、次の総合計画につきましては、また、それらについての整備方針なりを立てていくのが基本になろうかと思えます。

また、南部については市街化も進んでいる部分もございますので、正直言って、三つ目の議員がおっしゃられる農業用水路に特化した部分の方針も入れるべきという部分は、基本的には今のところは考えていないという形で御勘弁いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

時間がまいりましたので、簡潔に。よろしいですか。井上議員。

○9番（井上三史）

そうは言っても、農業従事者の気持ちというのはありますので、ぜひ、その点を町長にも。後期基本計画を立てるときに、ぜひぜひ検討を入れていただけたらと思いますので。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（茅沼隆文）

これで井上議員の一般質問を終了いたします。